

第一条(名称)

本クラブは、「FORBES 24h fitness」と称します。

第二条(会員)

1. 本クラブは会員制とします。
2. 会員の契約期間は、会員が当社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第三条(入会資格)

本クラブの入会資格は次の通りとし、本クラブにご入会いただける方は、以下の項目全てを満たす方とします。尚、以下の項目のいずれかを満たさない方であっても、当社が特に入会を認める場合があります。

1. 成人(16歳以上)の方。
2. 本会則に同意していただいた方。
3. 入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提出できる方(外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書を提示できる方)。
4. 感染症、感染症皮膚病など、集団感染の恐れがある疾病に罹患していない方。
5. 暴力団及び反社会的勢力に属していない方。なお、本クラブ入会後にこれらに属していることが発覚した場合は、本クラブを退会していただきますのでご了承ください。
6. 上記のほか、「他の会員に迷惑をかける恐れがない、又は会員として好ましくない行為をしない」と当社が判断した方。

第四条(入会手続)

本クラブに入会を希望する方は、所定の申込み手続きにおいて必要事項を記入し、本クラブの承認及び本会則に同意の上、申込みを行うものとします。当社の承認により本クラブに入会した方は、当社の定める支払い時期に従い、入会金、諸会費を納入するものとします。

第五条(入会金・月会費・諸費用など)

1. 入会金、月会費、諸料金等の金額、支払い時期、支払い方法は、当社がこれを定めます。
2. 一旦納入いただいた入会金、月会費、諸料金は法例の定めまたは当社が定める理由を除き、返還できません。

第六条(退会)

1. 会員が本クラブを退会する場合は、退会届を最終利用月の前月末日までに提出の上、所定の手続きを完了しなければなりません。
例：8月末日での退会をご希望される場合は、7月31日までのお申し出をお願いいたします。
2. 退会後の再入会の場合は、いかなる理由があっても入会金は全額お支払いいただきます。

第七条(会員除名)

会員が下記の各項に該当するときは、当社は当該会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

1. 本クラブの会則、その他諸規則違反したとき。
2. 会員の都合などにより会費を3ヶ月分以上滞納したとき。
3. 会費その他の責務を滞納し当社からの催告に応じないとき。
4. 入会に際して当社に虚偽の申告をしたと判明したとき。
5. 当社又は本クラブの名譽を傷つけ、秩序を乱したとき。
6. 当社が本クラブ会員としてふさわしくないと判断したとき。

第八条(会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときに本クラブの会員資格を喪失するものとします。

1. 会員が退会したとき、ただし、事前に当社に所定の届け出を行うものとします。
2. 会員が除名されたとき。
3. 会員が死亡したとき。

第九条(会員資格喪失時点の滞納)

前条の定めに従い、本クラブの会員資格を喪失した場合であっても、当該喪失事由が生じた時点で会費等に滞納がある場合、その全ての金額についてお支払いいただきます。

第十条(変更事項の届け出)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があった場合は速やかに本クラブに申し出るものとし、所定の変更手続きを行うものとします。その後に変更があった場合も同様です。
2. 本クラブから会員への通知は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行うものとし、本クラブは以後の責任を負いません。

第十一条(諸規則の遵守)

会員は、本クラブの施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従うものとします。

第十二条(夜間時の利用)

施設スタッフ及び当社従業員は、本クラブに常駐いたしません。本クラブのご利用は、会員の自己責任の下行うものとします。なお、緊急時連絡先については、本クラブ内に別途掲示するものとします。

第十三条(禁止事項)

1. 会員は、本クラブ内及び本クラブ近隣地域にて次の行為をしてはいけません。
1. 他の会員を含む第三者(以下「他のお客様」といいます)や施設スタッフ、本クラブ、当社を誹謗、中傷する行為。
2. 物を投げつける、蹴す、叩くなど、他のお客様や施設スタッフが恐怖を感じる危険行為。
3. 大声、奇声を発したり、他のお客様や施設スタッフの行く手を塞ぐなどの威嚇行為や迷惑行為。
4. 他のお客様や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
5. 本クラブの諸施設・器具・備品等を損壊したり持ち出す行為。
6. 本クラブの施設スタッフ又は当社従業員の業務を妨げる行為。
7. 本クラブの秩序を乱す行為。
8. 他のお客様の本クラブの施設利用を妨げる行為。
9. 酒気を感じて本クラブに来館する行為もしくは本クラブの施設内での飲酒・喫煙行為。
10. 痴漢、のぞき、露出、つきまといなど、法令や公序良俗に反する行為又は他のお客様が不快に感じる行為。
11. 鋭利な刃物、劇薬物などの危険物を本クラブ施設に持ち込む行為。
12. ペット・動物等を本クラブ施設に持ち込む行為。ただし、盲導犬、介助犬、聴導犬などの補助犬であって、本クラブが個別に認めたものは除きます。
13. 刺青・タトゥーで他のお客様に不快な思いをさせる行為。(他のお客様のご利用を禁止もしくは制限させていただくことがあります。)
14. 本クラブ内における物品販売やパーソナルトレーニングの営業、金銭の貸借、勧誘、政治活動などの行為。
15. 本クラブへの入会前に妊娠が判明している場合に申告なく入会手続きを行う行為、又は、本クラブへの入会後に妊娠が判明したにも関わらず申告を怠る行為。
16. 既往歴(過去に關わった病気や大きな怪我等)や現状の健康状態に関する申告を怠りまたは偽る行為。
17. 上記各号に準じる行為のほか、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

第十四条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは、本クラブの施設のご利用を禁止します。

1. 入会申込時から一度も本クラブに対し本人確認情報が提示されていない場合。
2. 過去に本クラブもしくはその他のクラブから除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、当該除名事由が解消された等の場合で本クラブが検討した結果に基づき、本クラブが施設利用を認めることがあります。
3. 暴力団その他の反社会的勢力に属することが判明した場合。
4. 身体に刺青・タトゥー(シール等も含む)がある場合。ただし、本クラブが別途定める基準に準じて認めた場合を除きます。
5. 運動により、筋内の痙攣や、意識の喪失などの症状を招くことが判明した場合。
6. 上記各号に準じる場合のほか、正常な施設利用ができないと本クラブが判断した場合。

第十五条(利用の制限)

次の各号に該当するときは、本クラブの施設のご利用を制限する場合があります。

1. 医師から運動等を禁止されていることが判明した場合。
2. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと本クラブが判断した場合。
3. 集団感染する恐れがある疾病を有することが判明した場合。
4. 妊娠されていることが判明した場合。
5. 上記各号に準じる場合のほか、正常な施設利用が困難であると本クラブが判断した場合。

第十六条(損害賠償)

1. 本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失・障害・怪我・病気・事故に関しては会員各自の自己責任とし、法令の定めがある場合を除き、本クラブ及び当社は一切責任を負いません。
2. 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、法令の定めがある場合を除き、本クラブ及び当社は一切責任を負いません。
3. 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により当社、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

第十七条(遺失物・忘れ物)

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、法令の定めがある場合を除き、本クラブ及び当社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
2. 忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後、処分させていただきます。飲食物に関しては、原則として当日22時(土曜日・日曜日は当日20時)まで保管した後、処分させていただきます。

第十八条(会則の改定)

当社は会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、当社は改定予定日1ヶ月前までに会員に告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第十九条(告知方法)

本会則における会員への告知方法は、施設内または施設運営システム内での掲示とします。

第二十条(その他諸規則の改定)

当社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の決定を行うことができます。なお、改定内容は全会員に適用されるものとします。

第二十一条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

当社は、次の各号に該当するときは、本クラブを一時的に閉鎖または休業することができます。なお、この場合において会員に対する補償は行いません。

1. 気象災害、その他外的事由により、その被害が会員に及ぶと判断したとき。
2. 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
3. その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当社が判断したとき。
4. 1・3以外にクラブ側の都合で休業が必要と判断した際は、事前に告知をし、休業する場合がございます。

第二十二条(本クラブの閉鎖)

当社は、天変地災、社会的混乱などが生じた場合、または経営上やむを得ないと判断した場合、本クラブの閉鎖を決定することができます。この場合、閉鎖日以降の月会費であって、当社が既に会員から受領しているものについては、会員に返金いたします。

第二十三条(諸費用の変更ならびに運営システムの変更について)

1. 当社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムについて、当社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。
2. 前項に定める会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムを変更するとき、当社は、変更予定日の1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第二十四条(個人情報保護)

当社は、会員の個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報ははじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱う事を宣言いたします。